

(別紙)

## 第2回 学校教育情報通信ネットワーク再構築事業者選定会議の概要

学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務並びに、校務支援システム構築及び運用業務、両業務の業者選定について審議した。

会議に先立ち、会長より参加事業者からの提案書及びプレゼンテーション・デモンストレーション等の評価を行ったネットワーク・センターサーバ評価部会長、校務支援システム評価部会長、及び学識経験者であるアドバイザーの出席を求める旨説明があり、委員一同了承した。

提案書及びプレゼンテーション、デモンストレーションの審査・評価結果の説明をネットワーク・センターサーバ評価部会長、校務支援システム評価部会長より行った。

委員) : 「学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務」の参加事業者が2社しかないのはなぜか。公募から提案書提出までの期間が短かったのではないか。

事務局) : RFIに参加した3事業者のうち、唯一不参加の事業者1社については、上限金額内での提案が困難であるためとのことであった。期間が短かったとは考えていない。

委員) : プロポーザル方式で調達を行ったメリットはあったのか。

事務局) : 教職員がより使いやすいシステムを選定することを重視し、使い勝手にこだわって校務支援システムの選定を行えたと思う。

ネットワーク構築及び運用業務は、内容が詳細にわたり高度な知識を必要とするため、本市が最低限求める仕様を提示したうえで、本市の利用方法に応じた提案を受けることができた。

委員) : 審査、評価をする際には事業者名を伏せる等、公平性が確保されていたか。

評価部会長) : 評価部会では、事業者名を伏せた状態で審査を行った。

委員)：ネットワーク・サーバ評価部会の1位事業者の評価点は、満点に対しての割合が66.6%となっているが、校務支援システム評価部会の1位事業者と比較して評価点の割合が低いと思われるが問題はないのか。

事務局)：価格点を除いた満点に対しての、獲得評価点の割合は77.4%であるため、学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務事業者選定実施要領で定めた6割と比べて相当程度高いので、必ずしも低いとはいえないと考えている。

委員)：校務支援システム構築及び運用業務の「システム機能要件及び管理帳票の適合性」については、誰が採点したのか。人によって評価点が変わるものではないのか。

事務局)：評価部会長と事務局が評価した。仕様書に記載のとおり評価点は採点基準が定められており、客観的に評価できる内容である。評価部会員によって評価点が変わるものではない。

委員)：校務支援システム構築及び運用業務の実績評価点について、委員によってバラつきがあるのはなぜか。

事務局)：類似業務実績については、機械的に評価した訳ではないため一律ではない。

委員)：セキュリティ強化についてどういった提案があったのか。

事務局)：USB使用不可等、仕様に盛り込んでいたセキュリティ確保策に加えて、「校務領域からのデータ流出リスクを低減させる提案」「無線LAN接続において、最新技術による接続方法の提案」「無線LANのコントローラの導入による不正接続の監視」等の提案があった。

会長)：アドバイザーから御助言いただけますか。

アドバイザー)：特にありません。

会長)：2つのプロポーザル方式による契約候補者を、評価部会の報告結果のとおり、評価点1位の事業者とすることによいか。

一同了承

○契約候補者の決定について

評価部会の報告結果のとおり最優秀提案事業者を契約候補者とすることが委員全員に了承された。